1 個	別事項														
		Z	(名	3 称)) 松阪市	長 竹上	真人					(所在地)	三重県松阪市殿町1340番	也1	
整理番号	R5-飯高町田引-10年-1	甲 (氏名	又は名称)								(住所又は所在地)			
	Z	が経営管理	の設定	を受ける森林	(A)						経営管理権の		木材の販売による収益から伐 採等に要する経費を控除して		
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況樹種	現況林齢	・経営管理権の始 期	存続期間 (終期) (B)		なお利益がある場合において 甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法		
1	松阪市飯高町田引字棚尾	257-1	5267	1-4	保安林	0.20	0.51	スギ	69	R5.6.1	R15.5.31	を遵守して間伐を実施し、存 続期間内にすべての森林の間			
												伐を終えるものとする。 ○伐採木の選木は劣勢木を主 とした間伐を行うものとす る。	○乙が経営管理を行うために要した 経費は、乙が負担するものとする。		
												○伐採木は谷地形に山積する ことのないよう注意するとと もに、渓畔林の伐採をできる			
												だけ控えて生物多様性に配慮 するものとする。 ○乙は、道路からの目視によ り、火災、病虫害及び気象害			
												の予防のため年1回以上の森林 の巡視を行うものとする。 〇経営管理実施権の設定は行			
												わない。			

	乙が	経営管理権	権の設定	≧を受ける森材	(A)					経営管理	権を設定する森林の甲以外	トの権限者(D)		1
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	松阪市飯高町田引字棚尾	257-1	5267	1-4	保安林	0.20	0.51	スギ	69				·	
													İ	
													İ	
													I	
													I	
													I	
													ĺ	
													I	
													I	
													I	
													I	
													İ	
													I	
													İ	
													I	
													İ	
													İ	
													ĺ	
													ĺ	
													<u> </u>	

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙) 住 所 三重県松阪市殿町1340番地1 松阪市長 竹上 真人

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採、保育(以下「伐採等」という。)を実施するものとする。

(2) 受託者の義務

7.は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
- (1) 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
- イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
- ① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に 使用させることができる。
- ② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。 この場合において、乙は経営管理権集積計画の存続期間内は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合にあって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去 等を行うことを認めることができる。
- (8) 災害等による経営又は管理の不実施

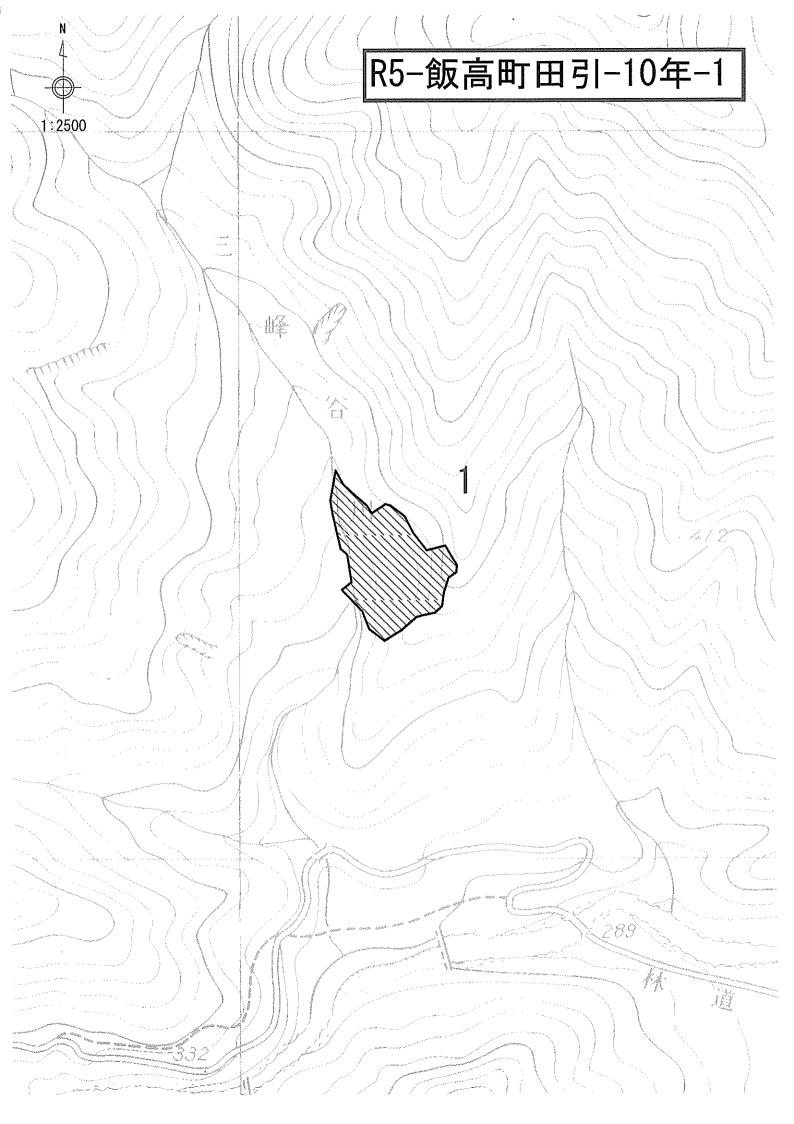
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (9) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (11) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (12) その他

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

73 370//	対象系		2131	(0)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	刈水木	木小小	1	T	社呂旨任惟に荃 ノいて1月4月10公社呂旨任の17日
	所在	地番	林班	小班	1. 乙は、松阪市森林整備計画を遵守して間伐を実施し、存続期間内にすべての森林の間伐を終えるものとする。
	松阪市飯高町田引字棚尾	257-1	5267	1-4	2. 伐採木の選木は劣勢木を主とした間伐を行うものとする。
					3. 伐採木は谷地形に山積することのないよう注意するとともに、渓畔林の伐採をできるだけ控えて生物多様性に配慮するものとする。
					4. 乙は、道路からの目視により、火災、病虫害及び気象害の予防のため年1回以上の森林の巡視を行うものとする。
1					



1 個	別事項														
		Z	(名	3 称)	松阪市	長 竹上	真人					(所在地)	三重県松阪市殿町1340番地	也1	
整理番号	R5-飯高町田引-10年-2	甲 (氏名	又は名称)								(住所又は所在地)			
	Z	が経営管理	の設定	を受ける森林	(A)						経営管理権の		木材の販売による収益から伐 採等に要する経費を控除して		
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況 樹種	現況林齢	経営管理権の始 期	存続期間 (終期) (B)		なお利益がある場合において 甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法		
1	松阪市飯高町田引字岩井谷	1383	5213	7-4-1	山林	0.06	1.16	スギ	80	R5.6.1	R15.5.31		○経営管理権に基づき乙が実施する		
2	松阪市飯高町田引字岩井谷	1384	5213	7-4-1	山林	0.34	1.16内	スギ	80				間伐では、間伐材の搬出・販売を行わない。	して金銭の支払 いは行わない。	
3	松阪市飯高町田引字岩井谷	1384	5213	7-4-2	山林	0.34内	1.16内	スギ	36			伐を終えるものとする。	○乙が経営管理を行うために要した		
4	松阪市飯高町田引字岩井谷	1384	5213	7-4-2	山林	0.34内	1.16内	ヒノキ	36			〇伐採木の選木は劣勢木を主 とした間伐を行うものとす	経費は、乙が負担するものとする。		
												○伐採木は谷地形に山積することのないよう注意するとともに、渓畔林の伐採をできるだけ控えて生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、道路からの目視により、火災、病虫害及び気象害の予防のため年1回以上の森林の巡視を行うものとする。 ○経営管理実施権の設定は行わない。			

	乙が	経営管理権	権の設定	≧を受ける森材	∱ (A)					経営管理	単権を設定する森林の甲以 続	外の権限者(D)		
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	松阪市飯高町田引字岩井谷	1383	5213	7-4-1	山林	0.06	1.16	スギ	80					
2	松阪市飯高町田引字岩井谷	1384	5213	7-4-1	山林	0.34	1.16内	スギ	80					
3	松阪市飯高町田引字岩井谷	1384	5213	7-4-2	山林	0.34内	1.16内	スギ	36					
4	松阪市飯高町田引字岩井谷	1384	5213	7-4-2	山林	0.34内	1.16内	ヒノキ	36					
<u> </u>														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙) 住 所 三重県松阪市殿町1340番地1 松阪市長 竹上 真人

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採、保育(以下「伐採等」という。)を実施するものとする。

(2) 受託者の義務

7.は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
- (1) 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
- イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
- ① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に 使用させることができる。
- ② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。 この場合において、乙は経営管理権集積計画の存続期間内は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合にあって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去 等を行うことを認めることができる。
- (8) 災害等による経営又は管理の不実施

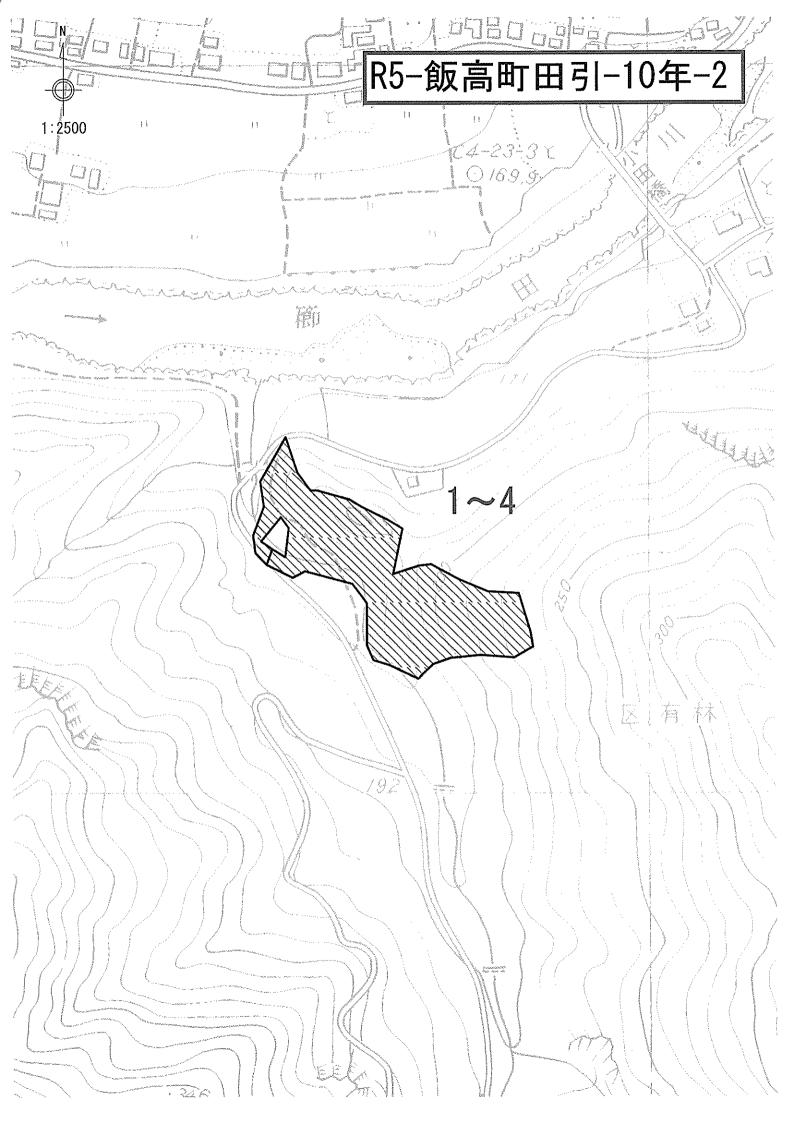
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (9) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (11) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (12) その他

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

73 37311	1 経営官理権に基づいて行われる 対象森		- 1 JH	(0)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在		林班	小班	
					1. 乙は、松阪市森林整備計画を遵守して間伐を実施し、存続期間内にすべての森林の間伐を終えるものとする。
	松阪市飯高町田引字岩井谷	1383	5213	7-4-1	2. 伐採木の選木は劣勢木を主とした間伐を行うものとする。
	松阪市飯高町田引字岩井谷	1384	5213	7-4-1	3. 伐採木は谷地形に山積することのないよう注意するとともに、渓畔林の伐採をできるだけ控えて生物多様性に配慮するものとする。
	松阪市飯高町田引字岩井谷	1384	5213	7-4-2	4. 乙は、道路からの目視により、火災、病虫害及び気象害の予防のため年1回以上の森林の巡視を行うものとする。
	松阪市飯高町田引字岩井谷	1384	5213	7-4-2	
(<u>1</u>)					
1)					



1 個	別事項														
		Z	(名	3 称)	松阪市	長 竹上	真人					(所在地)	三重県松阪市殿町1340番	地1	
整理番号	R5-飯高町田引-10年-3	甲 (氏名	又は名称)								(住所又は所在地)			
	Z	が経営管理	の設定	を受ける森林	(A)						経営管理権の		木材の販売による収益から伐 採等に要する経費を控除して		
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況 樹種	現況林齢	・経営管理権の始 期	存続期間 (終期) (B)		なお利益がある場合において 甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法		備考
1	松阪市飯高町田引字水ヶ平	255-1	5266	7-1	保安林	0.05	0.09	スギ	54	R5.6.1	R15.5.31	○乙は、松阪市森林整備計画 を遵守して間伐を実施し、存 続期間内にすべての森林の間	○経営管理権に基づき乙が実施する 間伐では、間伐材の搬出・販売を行 わない。		
												伐を終えるものとする。 ○伐採木の選木は劣勢木を主 とした間伐を行うものとす	○乙が経営管理を行うために要した 経費は、乙が負担するものとする。		
												る。 ○伐採木は谷地形に山積する ことのないよう注意するとと			
												もに、渓畔林の伐採をできる だけ控えて生物多様性に配慮 するものとする。 ○乙は、道路からの目視によ			
												り、火災、病虫害及び気象害 の予防のため年1回以上の森林 の巡視を行うものとする。			
												○経営管理実施権の設定は行 わない。			

	乙が	経営管理村	権の設定	2を受ける森材	† (A)					経営管理	権を設定する森林の甲以外	トの権限者(D)		
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	松阪市飯高町田引字水ヶ平	255-1	5266	7-1	保安林	0.05	0.09	スギ	54					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙) 住 所 三重県松阪市殿町1340番地1 松阪市長 竹上 真人

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採、保育(以下「伐採等」という。)を実施するものとする。

(2) 受託者の義務

7.は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
- (1) 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
- イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
- ① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に 使用させることができる。
- ② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。 この場合において、乙は経営管理権集積計画の存続期間内は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合にあって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去 等を行うことを認めることができる。
- (8) 災害等による経営又は管理の不実施

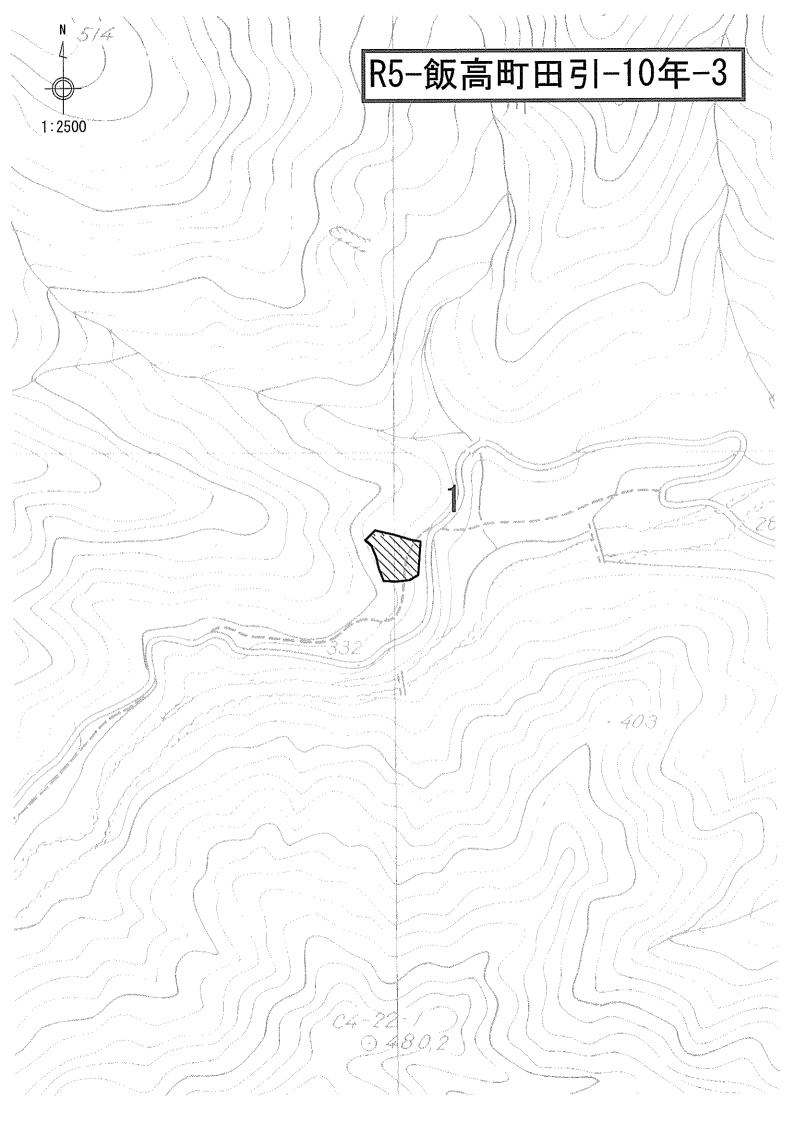
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (9) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (11) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (12) その他

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

	対象森			<u> </u>	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在 松阪市飯高町田引字水ヶ平	地番 255-1	林班 5266		 乙は、松阪市森林整備計画を遵守して間伐を実施し、存続期間内にすべての森林の間伐を終えるものとする。 伐採木の選木は劣勢木を主とした間伐を行うものとする。
	INDAMENTAL STATES	1001	0200	, -	3. 伐採木は谷地形に山積することのないよう注意するとともに、渓畔林の伐採をできるだけ控えて生物多様性に配慮するものとする。
					4. 乙は、道路からの目視により、火災、病虫害及び気象害の予防のため年1回以上の森林の巡視を行うものとする。
1					



1 個	別事項														
		Z	(名	3 称)	松阪市	長 竹上	真人					(所在地)	三重県松阪市殿町1340番	地1	
整理番号	R5-飯高町田引-10年-4	甲(氏名	又は名称)								(住所又は所在地)			
	Z	が経営管理	里の設定	を受ける森林	(A)						経営管理権の	終党管理権に <u>其づい</u> て行	木材の販売による収益から伐 採等に要する経費を控除して	-	
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況	現況林齢	- 経営管理権の始 期	存続期間 (終期) (B)		なお利益がある場合において 甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法		備考
1	松阪市飯高町田引字棚尾	262	5267	1-1	保安林	0.43	0.79	スギ	64	R5.6.1	R15.5.31	○乙は、松阪市森林整備計画	○経営管理権に基づき乙が実施する		
2	松阪市飯高町田引字大小谷	325	5271	7-22	山林	0.02	0.31	スギ	59			を遵守して間伐を実施し、存 続期間内にすべての森林の間	間伐では、間伐材の搬出・販売を行わない。	して金銭の支払 いは行わない。	
3	松阪市飯高町田引字大小谷	322	5271	7-22	山林	0.02	0.31内	スギ	59			伐を終えるものとする。	○乙が経営管理を行うために要した 経費は、乙が負担するものとする。		
												とした間伐を行うものとする。			
												○伐採木は谷地形に山積する ことのないよう注意するとと			
												もに、渓畔林の伐採をできる だけ控えて生物多様性に配慮			
												するものとする。 ○乙は、道路からの目視によ り、火災、病虫害及び気象害			
												の予防のため年1回以上の森林			
												の巡視を行うものとする。 ○経営管理実施権の設定は行			
												わない。			

	Ζカ	「経営管理体	権の設定	足を受ける森林	ᡮ (A)					経営管理	権を設定する森林の甲以	外の権限者 (D)		
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	松阪市飯高町田引字棚尾	262	5267	 1-1	保安林	0.43	0.79	スギ	64					
2	松阪市飯高町田引字大小谷	325	5271	7-22	山林	0.02	0.31	スギ	59					
3	松阪市飯高町田引字大小谷	322	5271	7-22	山林	0.02	0.31内	スギ	59					
		1												
		1												
		1												
-														
		-												
		-												
		1												
		1												

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙) 住 所 三重県松阪市殿町1340番地1 松阪市長 竹上 真人

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採、保育(以下「伐採等」という。)を実施するものとする。

(2) 受託者の義務

7.は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
- (1) 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
- イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
- ① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に 使用させることができる。
- ② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。 この場合において、乙は経営管理権集積計画の存続期間内は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合にあって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去 等を行うことを認めることができる。
- (8) 災害等による経営又は管理の不実施

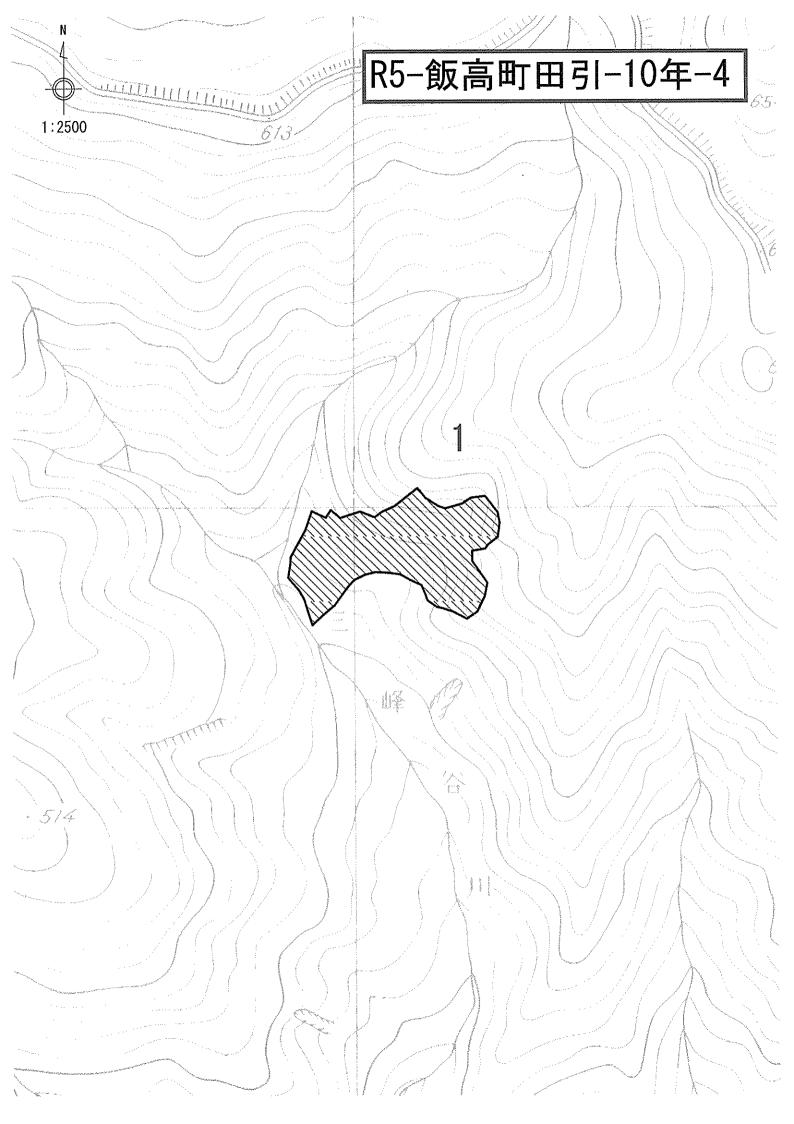
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (9) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

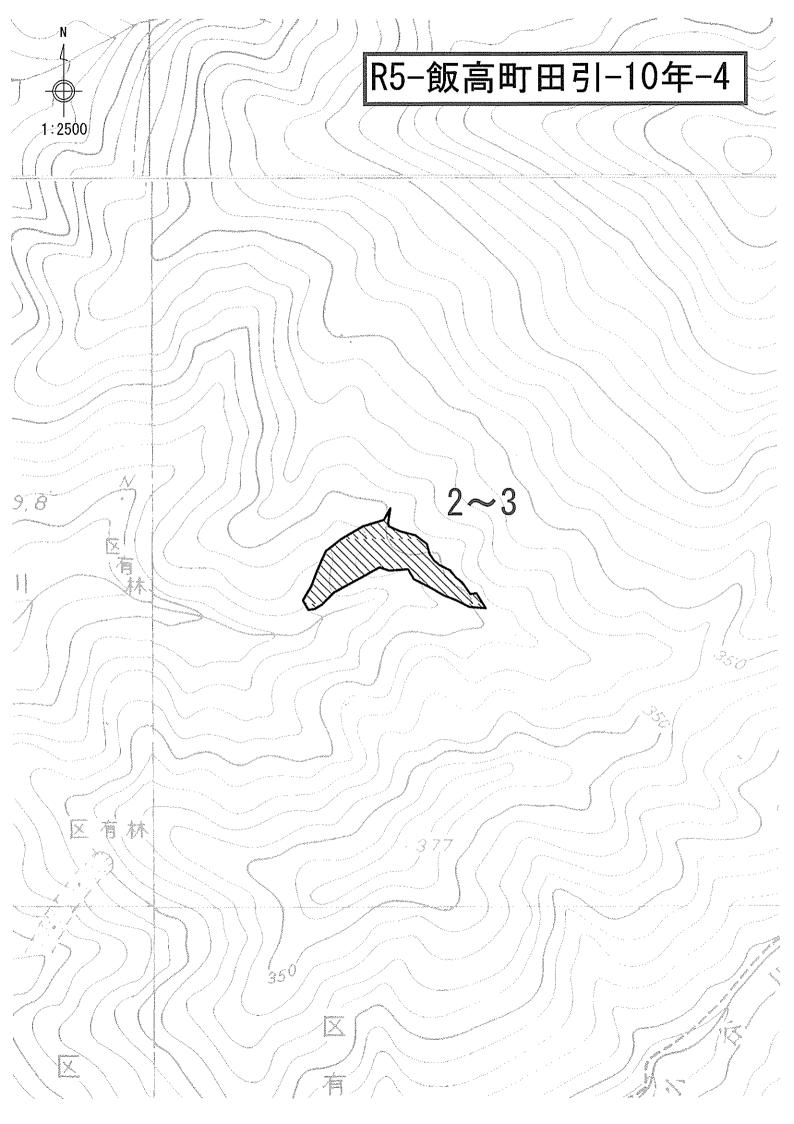
経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (11) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (12) その他

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

73 37%	I 経営官理権に基づいて行われる 対象森		> 1 2.PI.	(0)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
-		1			が口口では1.00mmのでは1.00mmに口口では1.00mmに口口では1.00mmに口口では1.00mmに口口では1.00mmに口口では1.00mmに口口では1.00mmに口口では1.00mmに口口では1.00mmに口口では1.00mmに口口では1.00mmに口口では1.00mmに口口では1.00mmに口口では1.00mmに口口では1.00mmに口口では1.00mmに口口では1.00mmに口口では1.00mmに口口では1.00mmに1.00m
	所在	地番	林班		1. 乙は、松阪市森林整備計画を遵守して間伐を実施し、存続期間内にすべての森林の間伐を終えるものとする。
	松阪市飯高町田引字棚尾	262	5267	1-1	2. 伐採木の選木は劣勢木を主とした間伐を行うものとする。
	松阪市飯高町田引字大小谷	325	5271	7-22	3. 伐採木は谷地形に山積することのないよう注意するとともに、渓畔林の伐採をできるだけ控えて生物多様性に配慮するものとする。
	松阪市飯高町田引字大小谷	322	5271	7-22	4. 乙は、道路からの目視により、火災、病虫害及び気象害の予防のため年1回以上の森林の巡視を行うものとする。
1					





1 個	別事項														
		Z	(名	3 称)	松阪市	長 竹上	真人					(所在地)	三重県松阪市殿町1340番	地1	
整理番号	R5-飯高町田引-10年-5	甲 (氏名	又は名称)								(住所又は所在地)			
	Z.	▲ が経営管理	の設定	を受ける森林	(A)						経営管理権の		木材の販売による収益から伐 採等に要する経費を控除して		
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況 樹種	現況林齢	・経営管理権の始 期	存続期間 (終期) (B)		なお利益がある場合において 甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法		備考
1	松阪市飯高町田引字大小谷	326-7	5271	7-42-4	山林	0.63	0.60	ヒノキ	53	R5.6.1	R15.5.31	○乙は、松阪市森林整備計画 を遵守して間伐を実施し、存 続期間内にすべての森林の間	○経営管理権に基づき乙が実施する 間伐では、間伐材の搬出・販売を行 わない。		
												伐を終えるものとする。 ○伐採木の選木は劣勢木を主 とした間伐を行うものとす	の Zが経営管理を行うために要した 経費は、 Zが負担するものとする。	-	
												る。 ○伐採木は谷地形に山積する ことのないよう注意するとと もに、渓畔林の伐採をできる			
												だけ控えて生物多様性に配慮 するものとする。 ○乙は、道路からの目視によ り、火災、病虫害及び気象害			
												の予防のため年1回以上の森林 の巡視を行うものとする。 ○経営管理実施権の設定は行			
												わない。			

	乙が	経営管理権	権の設定	2を受ける森林	k (A)		経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者 (D)							
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	松阪市飯高町田引字大小谷	326-7	5271	7-42-4	山林	0.63	0.60	ヒノキ	53					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙) 住 所 三重県松阪市殿町1340番地1 松阪市長 竹上 真人

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採、保育(以下「伐採等」という。)を実施するものとする。

(2) 受託者の義務

7.は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
- (1) 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
- イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
- ① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に 使用させることができる。
- ② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。 この場合において、乙は経営管理権集積計画の存続期間内は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合にあって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去 等を行うことを認めることができる。
- (8) 災害等による経営又は管理の不実施

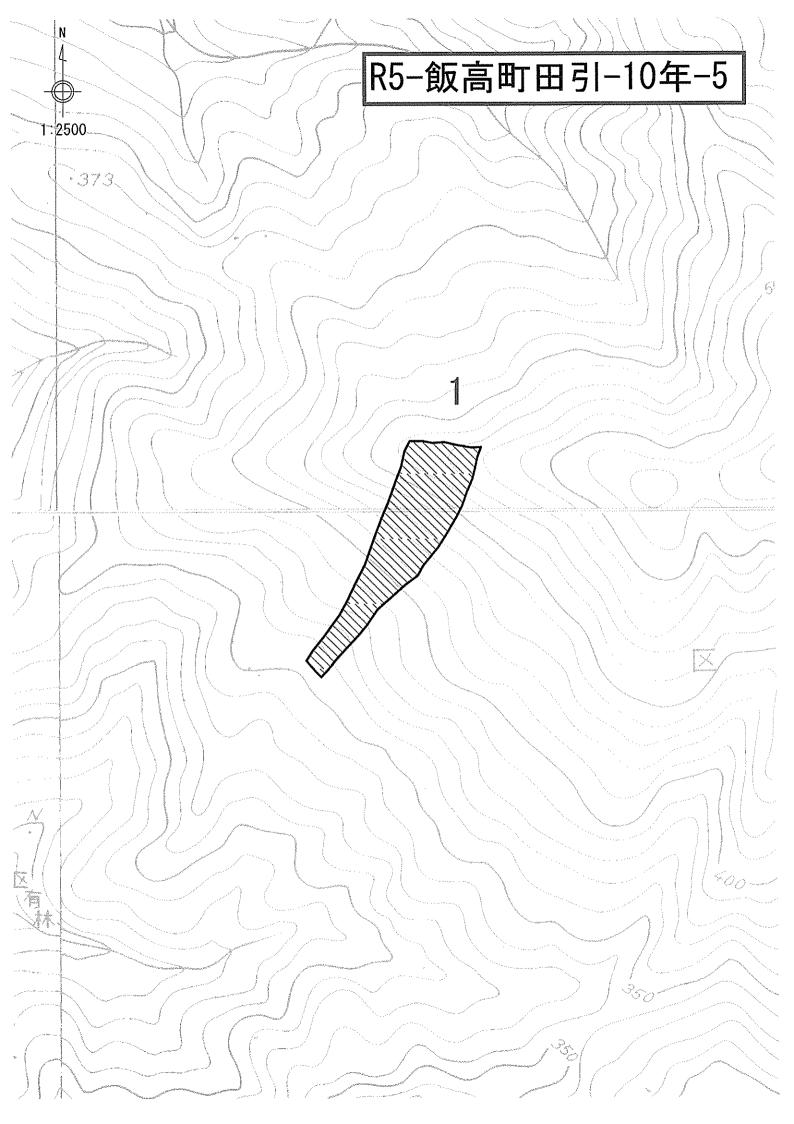
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (9) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (11) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (12) その他

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

13373	1 経営管理権に基づいて行われる 対象系			\- /	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	1. 乙は、松阪市森林整備計画を遵守して間伐を実施し、存続期間内にすべての森林の間伐を終えるものとする。
	松阪市飯高町田引字大小谷	326-7	5271	7-42-4	2. 伐採木の選木は劣勢木を主とした間伐を行うものとする。
					3. 伐採木は谷地形に山積することのないよう注意するとともに、渓畔林の伐採をできるだけ控えて生物多様性に配慮するものとする。
					4. 乙は、道路からの目視により、火災、病虫害及び気象害の予防のため年1回以上の森林の巡視を行うものとする。
					
					_
					-
(1)					
(1)					
					
					-
					-
					1



1 作	別事項														
		Z	(名	3 称)	松阪市	長 竹上	真人					(所在地)	三重県松阪市殿町1340番	也1	
整理	DE &F = TRUE 1 10 / C	甲 (氏名:	又は名称)								(住所又は所在地)			
番号	R5-飯高町田引-10年-6														
													木材の販売による収益から伐	Z.が用にD	
	Ζ	乙が経営管理の設定を受ける森林 (A)									経営管理権の		採等に要する経費を控除して	· ·	
						面積	実測面積	現況	現況	・経営管理権の始 期	存続期間 (終期)		なお利益がある場合において		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	ha	ha	樹種	林齢	743	(B)	(C)	甲に支払われるべき金銭	手方及び方	
1	小匠士を方町四月点出サツ	1205.0	F212	7 C 1	山林	0.23	0.35	スギ	59	R5.6.1	R15.5.31	○乙は、松阪市森林整備計画	(D)の額の算定方法 〇経営管理権に基づき乙が実施する	法 ○乙から甲に対	
	松阪市飯高町田引字岩井谷	1385-2		7-6-1			0.35			110.0.1	110.0.01				1
2	松阪市飯高町田引字岩井谷	1385-2	5213	7-6-2	山林	0.23内	0.35内	スギ	54			続期間内にすべての森林の間	わない。	いは行わない。	1
												伐を終えるものとする。	○乙が経営管理を行うために要した 経費は、乙が負担するものとする。		1
												とした間伐を行うものとす	元 東 は、	i	
												3.			
												○伐採木は谷地形に山積する ことのないよう注意するとと			
												もに、渓畔林の伐採をできる			
												だけ控えて生物多様性に配慮 するものとする。			
												り るものとりる。 ○乙は、道路からの目視によ			
												り、火災、病虫害及び気象害			
												の予防のため年1回以上の森林 の巡視を行うものとする。			
												○経営管理実施権の設定は行			
												わない。		i	
			1												
														i	

	Z	が経営管理	権の設定	€を受ける森材	ᡮ (A)		経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者(D)					
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地 氏名又は名称 権原の種類	同意印	備考
1	松阪市飯高町田引字岩井谷	1385-2	5213	7-6-1	山林	0.23	0.35	スギ	59			
2	松阪市飯高町田引字岩井谷	1385-2	5213	7-6-2	山林	0.23内	0.35内	スギ	54			
	1		<u> </u>				l					1

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙) 住 所 三重県松阪市殿町1340番地1 松阪市長 竹上 真人

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採、保育(以下「伐採等」という。)を実施するものとする。

(2) 受託者の義務

7.は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6)経営管理権の設定等の条件
- (1) 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
- イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
- ① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に 使用させることができる。
- ② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。 この場合において、乙は経営管理権集積計画の存続期間内は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合にあって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去 等を行うことを認めることができる。
- (8) 災害等による経営又は管理の不実施

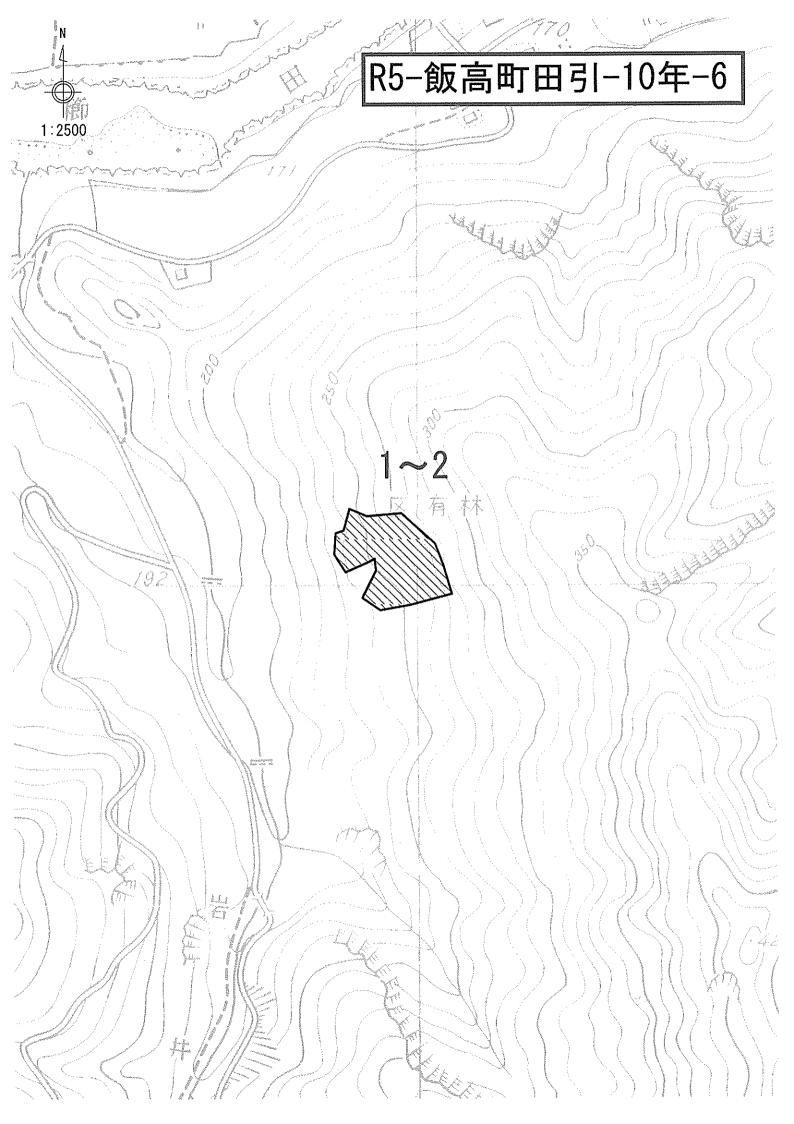
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (9) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (11) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (12) その他

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

73 373	1 経営官理権に基づいて行われる 対象森		· 1 / H	(0)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
		1	T		
	所在 ————————————————————————————————————	地番	林班		1. 乙は、松阪市森林整備計画を遵守して間伐を実施し、存続期間内にすべての森林の間伐を終えるものとする。
	松阪市飯高町田引字岩井谷	1385-2	5213	7-6-1	2. 伐採木の選木は劣勢木を主とした間伐を行うものとする。
	松阪市飯高町田引字岩井谷	1385-2	5213	7-6-2	3. 伐採木は谷地形に山積することのないよう注意するとともに、渓畔林の伐採をできるだけ控えて生物多様性に配慮するものとする。
					4. 乙は、道路からの目視により、火災、病虫害及び気象害の予防のため年1回以上の森林の巡視を行うものとする。
1					



1 作	別事項														
		Z	(名	3 称)	松阪市	長 竹上	真人					(所在地)	三重県松阪市殿町1340番地	也1	
整理	DE &F \$ 10 ft 7	甲 (氏名]	又は名称)								(住所又は所在地)			
番号	R5-飯高町田引-10年-7														
													木材の販売による収益から伐	Z.が用にD	
	Ζ	が経営管理	の設定	を受ける森林	(A)					102 34 75 TELLE - 11	経営管理権の	経営管理権に基づいて行	採等に要する経費を控除して		I
						面積	実測面積	現況	現況	・経営管理権の始 期	存続期間 (終期)		なお利益がある場合において		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	hа	ha	樹種	林齢	100	(B)	(C)	甲に支払われるべき金銭	手方及び方	I
- 1		000	5070	7.4	1 44	0.00	1.00	1	00	R5.6.1	R15.5.31	○乙は、松阪市森林整備計画	(D)の額の算定方法 〇経営管理権に基づき乙が実施する	法 ○乙から甲に対	
	松阪市飯高町田引字岩廻り	296	5270		山林	0.92	1.38	ヒノキ	80	113.0.1	113.3.31	を遵守して間伐を実施し、存	間伐では、間伐材の搬出・販売を行		
	松阪市飯高町田引字岩廻り	296	5270		山林	0.92内	1.38内	スギ	67			続期間内にすべての森林の間		いは行わない。	
3	松阪市飯高町田引字岩廻り	296-1	5270	₹-6	山林	0.05	1.38内	スギ	67			伐を終えるものとする。 ○伐採木の選木は劣勢木を主	○乙が経営管理を行うために要した 経費は、乙が負担するものとする。		
		1										とした間伐を行うものとす			
												る。 〇伐採木は谷地形に山積する			
												ことのないよう注意するとと			
												もに、渓畔林の伐採をできる			
												だけ控えて生物多様性に配慮 するものとする。			
												○乙は、道路からの目視によ			
												り、火災、病虫害及び気象害 の予防のため年1回以上の森林			
												の巡視を行うものとする。			
												○経営管理実施権の設定は行 わない。			
												17/4 610			
															1
															i

	乙か	「経営管理体	権の設定	≧を受ける森材	k (A)					経営管理	里権を設定する森林の甲以	外の権限者(D)		
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	松阪市飯高町田引字岩廻り	296	5270	7-4	山林	0.92	1.38	ヒノキ	80					
2	松阪市飯高町田引字岩廻り	296	5270	7-6	山林	0.92内	1.38内	スギ	67					
3	松阪市飯高町田引字岩廻り	296-1	5270	7-6	山林	0.05	1.38内	スギ	67					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙) 住 所 三重県松阪市殿町1340番地1 松阪市長 竹上 真人

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採、保育(以下「伐採等」という。)を実施するものとする。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
- (1) 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
- イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
- ① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に 使用させることができる。
- ② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。 この場合において、乙は経営管理権集積計画の存続期間内は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合にあって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去 等を行うことを認めることができる。
- (8) 災害等による経営又は管理の不実施

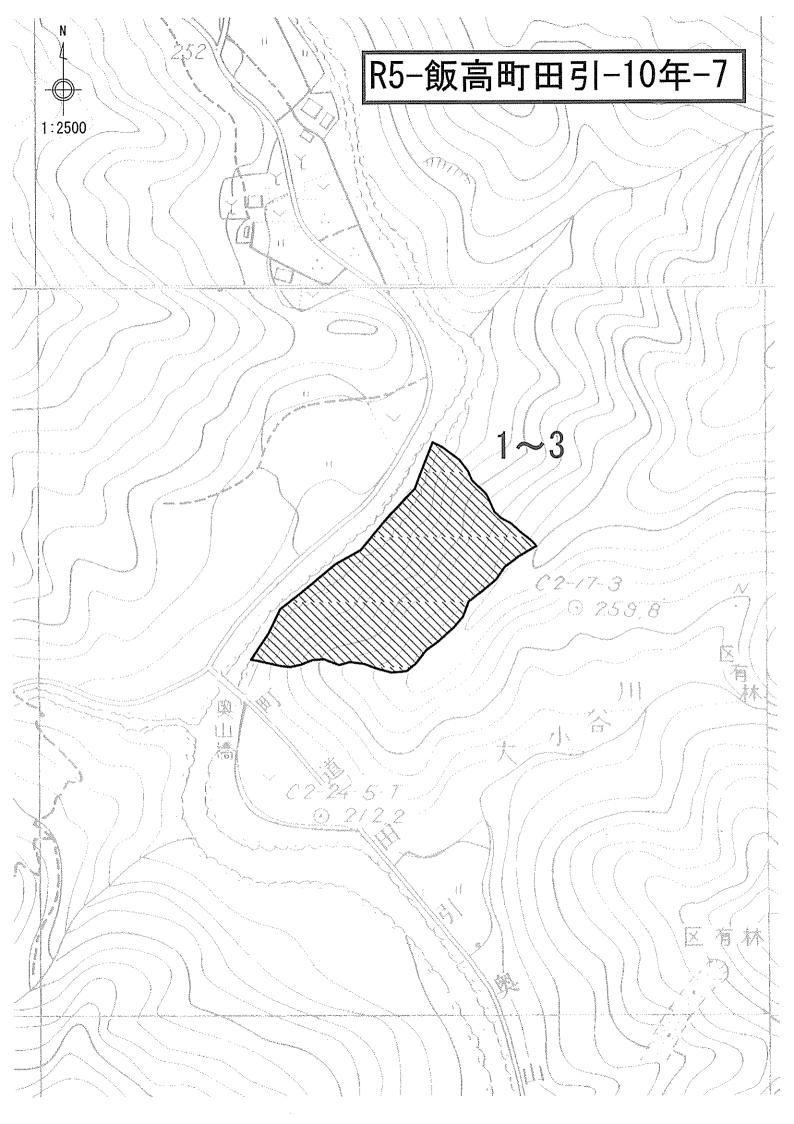
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (9) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (11) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (12) その他

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

,5 1751	I 経営官理権に基づいて行われる 対象森		H	(=)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
					位口日本用に表した。くけれれたのは口日本からは
	所在	地番	林班	小班	1. 乙は、松阪市森林整備計画を遵守して間伐を実施し、存続期間内にすべての森林の間伐を終えるものとする。
	松阪市飯高町田引字岩廻り	296	5270	7-4	2. 伐採木の選木は劣勢木を主とした間伐を行うものとする。
	松阪市飯高町田引字岩廻り	296	5270	ア-6	3. 伐採木は谷地形に山積することのないよう注意するとともに、渓畔林の伐採をできるだけ控えて生物多様性に配慮するものとする。
	松阪市飯高町田引字岩廻り	296-1	5270	7-6	4. 乙は、道路からの目視により、火災、病虫害及び気象害の予防のため年1回以上の森林の巡視を行うものとする。
1					



1 作	別事項														
		Z	(名	3 称)	松阪市	長 竹上	真人					(所在地)	三重県松阪市殿町1340番	也1	
整理	R5-飯高町田引-10年-8	甲 (氏名:	又は名称)								(住所又は所在地)			
番号	K3-耿高町田勺-10平-8														
					(-)								木材の販売による収益から伐	乙が甲にD	
	Ζ'	が経営管理	の設定	を受ける森林	(A)					経営管理権の始	経営管理権の 存続期間		採等に要する経費を控除して		
						面積	実測面積	現況	現況	期	(終期)		なお利益がある場合において		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	ha	ha	樹種	林齢		(B)	(C)	甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	手方及び方 法	I
1	松阪市飯高町田引字小谷	386-1	5272	7-48	山林	0.13	1.31	スギ	52	R5.6.1	R15.5.31	○乙は、松阪市森林整備計画	○経営管理権に基づき乙が実施する		
	松阪市飯高町田引字小谷	390	5272		山林	0.11	1.31内	スギ	52			を遵守して間伐を実施し、存	間伐では、間伐材の搬出・販売を行	して金銭の支払 いは行わない。	
	12位的100000000000000000000000000000000000	330	3212	7 40	ши	0.11	1.01	<i></i>	32			続期間内にすべての森林の間 伐を終えるものとする。	わない。 〇乙が経営管理を行うために要した		
			1									○伐採木の選木は劣勢木を主	経費は、乙が負担するものとする。		
												とした間伐を行うものとする。			
												○ ○伐採木は谷地形に山積する			
			1									ことのないよう注意するとと もに、渓畔林の伐採をできる			
												だけ控えて生物多様性に配慮			
												するものとする。			
										-		○乙は、道路からの目視によ り、火災、病虫害及び気象害			
			1							-		の予防のため年1回以上の森林			
										-		の巡視を行うものとする。 ○経営管理実施権の設定は行			
												わない。			
			-												
			<u> </u>												
			<u> </u>												
			1												
			1												
			1												
			1												i

	Z.t.	が経営管理権	権の設定	≧を受ける森材	k (A)					経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者 (D)		
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地 氏名又は名称 権原の種類 同	意印	備考
1	松阪市飯高町田引字小谷	386-1	5272	7-48	山林	0.13	1.31	スギ	52			
2	松阪市飯高町田引字小谷	390	5272	7-48	山林	0.11	1.31内	スギ	52			
												1
				l								

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙) 住 所 三重県松阪市殿町1340番地1 松阪市長 竹上 真人

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採、保育(以下「伐採等」という。)を実施するものとする。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
- (1) 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
- イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
- ① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に 使用させることができる。
- ② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。 この場合において、乙は経営管理権集積計画の存続期間内は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合にあって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去 等を行うことを認めることができる。
- (8) 災害等による経営又は管理の不実施

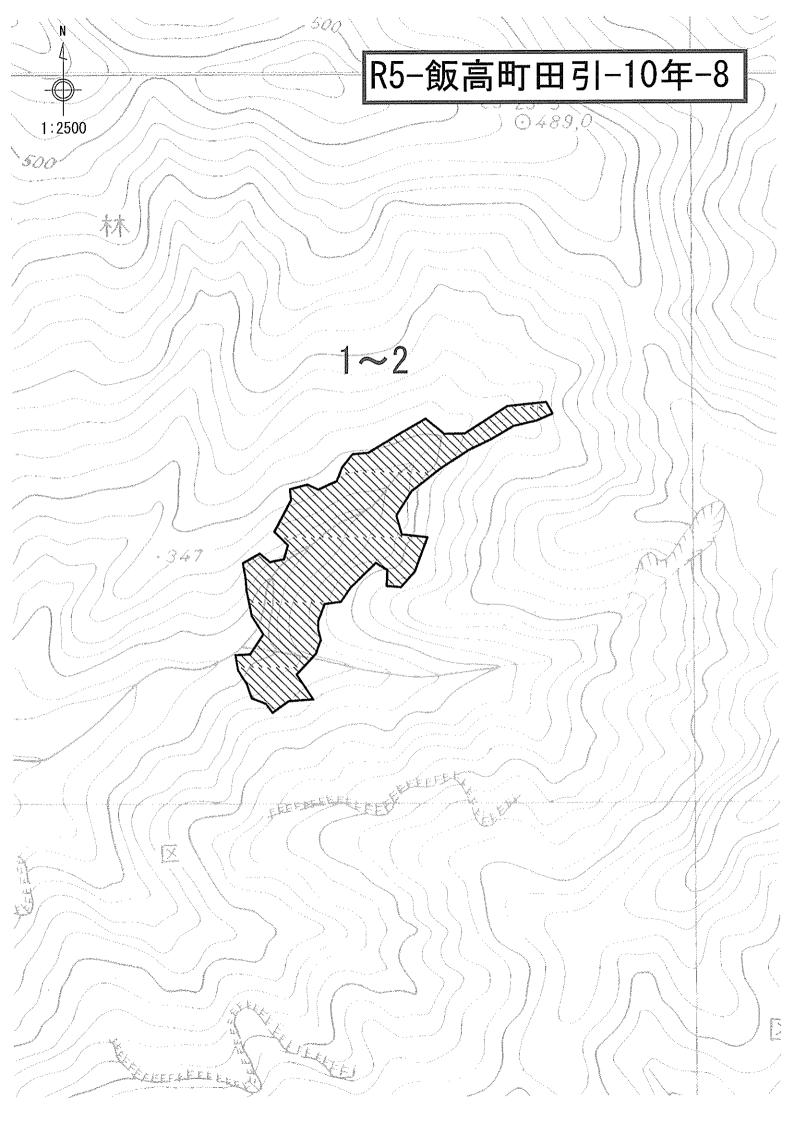
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (9) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (11) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (12) その他

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

	対象森村			<u> </u>	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在 松阪市飯高町田引字小谷	地番 386-1	林班 5272		 乙は、松阪市森林整備計画を遵守して間伐を実施し、存続期間内にすべての森林の間伐を終えるものとする。 伐採木の選木は劣勢木を主とした間伐を行うものとする。
	松阪市飯高町田引字小谷	390	5272		3. 伐採木は谷地形に山積することのないよう注意するとともに、渓畔林の伐採をできるだけ控えて生物多様性に配慮するものとする。
					4. 乙は、道路からの目視により、火災、病虫害及び気象害の予防のため年1回以上の森林の巡視を行うものとする。
1					
1					



1 個	別事項														
		Z	(名	る 称)) 松阪市	長 竹上	真人					(所在地)	三重県松阪市殿町1340番	也1	
整理番号	R5-飯高町田引-10年-9	甲(氏名	又は名称))							(住所又は所在地)			
	Z	が経営管理	里の設定	を受ける森林	(A)						経営管理権の		木材の販売による収益から伐 採等に要する経費を控除して		
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況 樹種	現況林齢	・経営管理権の始 期	存続期間 (終期) (B)		なお利益がある場合において 甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法		備考
1	松阪市飯高町田引字大小谷	326-20	5271	7-42-14	山林	0.36	0.18	スギ	53	R5.6.1	R15.5.31		○経営管理権に基づき乙が実施する		
2	松阪市飯高町田引字大小谷	326-21	5271	7-42-15	山林	0.72	0.8	スギ	53			続期間内にすべての森林の間		して金銭の支払 いは行わない。	
												とした間伐を行うものとする。	○乙が経営管理を行うために要した 経費は、乙が負担するものとする。		
												○伐採木は谷地形に山積する ことのないよう注意するとと もに、渓畔林の伐採をできる だけ控えて生物多様性に配慮			
												するものとする。 ○乙は、道路からの目視によ り、火災、病虫害及び気象害 の予防のため年1回以上の森林			
												の型視を行うものとする。 ○経営管理実施権の設定は行わない。			

		ド経営管理	権の設定	定を受ける森林	木 (A)					経営管理	権を設定する森林の甲以	外の権限者 (D)		
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	松阪市飯高町田引字大小谷	326-20	5271	7-42-14	山林	0.36	0.18	スギ	53					
2	松阪市飯高町田引字大小谷	326-21	5271	7-42-15	山林	0.72	0.80	スギ	53					
		1												
		1												

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙) 住 所 三重県松阪市殿町1340番地1 松阪市長 竹上 真人

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採、保育(以下「伐採等」という。)を実施するものとする。

(2) 受託者の義務

7.は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6)経営管理権の設定等の条件
- (1) 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
- イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
- ① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に 使用させることができる。
- ② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。 この場合において、乙は経営管理権集積計画の存続期間内は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合にあって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去 等を行うことを認めることができる。
- (8) 災害等による経営又は管理の不実施

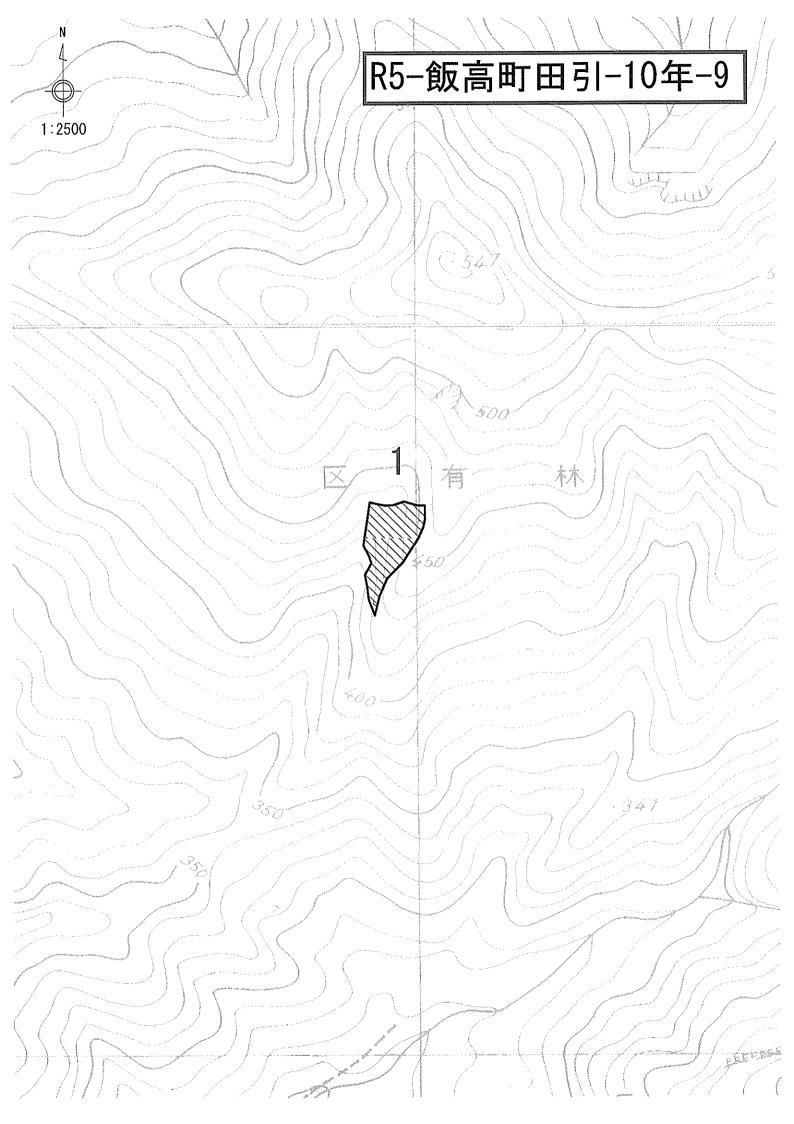
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (9) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

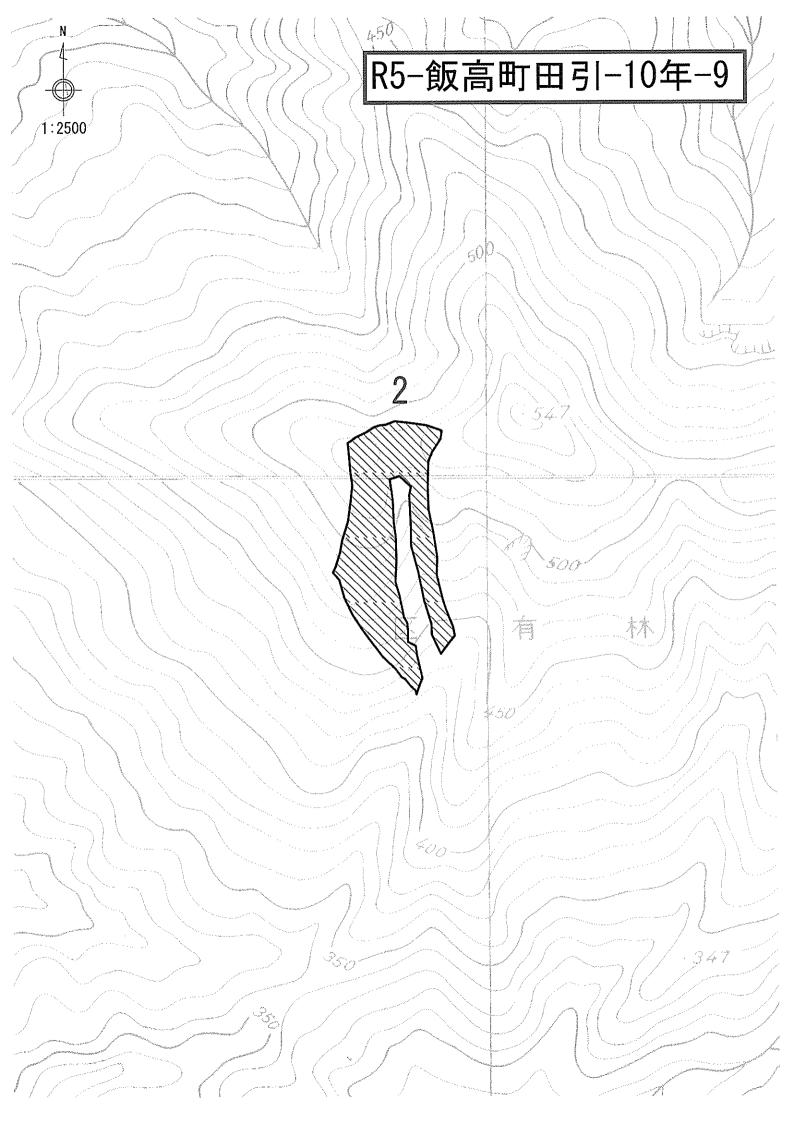
経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (11) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (12) その他

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

737751	1 経営官理権に基づいて行われる 対象表		- 1 1 H	(=/	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
		1	T		作目は不同な悪い。くけいいのは目はないは
	所在 ————————————————————————————————————	地番	林班		1. 乙は、松阪市森林整備計画を遵守して間伐を実施し、存続期間内にすべての森林の間伐を終えるものとする。
	松阪市飯高町田引字大小谷	326-20	5271	7-42-14	2. 伐採木の選木は劣勢木を主とした間伐を行うものとする。
	松阪市飯高町田引字大小谷	326-21	5271	7-42-15	3. 伐採木は谷地形に山積することのないよう注意するとともに、渓畔林の伐採をできるだけ控えて生物多様性に配慮するものとする。
					4. 乙は、道路からの目視により、火災、病虫害及び気象害の予防のため年1回以上の森林の巡視を行うものとする。
1					





1 1	別事項														
		Z	(名	3 称)	松阪市	長 竹上	真人					(所在地)	三重県松阪市殿町1340番地	也1	
整理番号	R5-飯高町田引-10年-10	甲 (氏名	又は名称)								(住所又は所在地)			
	Z	が経営管理	里の設定	を受ける森林	(A)						経営管理権の		木材の販売による収益から伐 採等に要する経費を控除して		
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況	現況林齢	経営管理権の始 期	存続期間 (終期) (B)		なお利益がある場合において 甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法		
1	松阪市飯高町田引字水ヶ平	255-27	5266	7-6	保安林	2.65	2.80	スギ	78	R5.6.1	R15.5.31		○経営管理権に基づき乙が実施する		
2	松阪市飯高町田引字水ヶ平	255-27	5266	7-7-3	保安林	2.65内	2.80内	スギ	30				間伐では、間伐材の搬出・販売を行わない。	して金銭の支払 いは行わない。	
3	松阪市飯高町田引字水ヶ平	255-27	5266	7-7-3	保安林	2.65内	2.80内	ヒノキ	30			伐を終えるものとする。	○乙が経営管理を行うために要した		
4	松阪市飯高町田引字水ヶ平	255-27	5266	7-7-3	保安林	2.65内	2.80内	ヒノキ	30			○伐採木の選木は劣勢木を主 とした間伐を行うものとす る。	経費は、乙が負担するものとする。		
												○伐採木は谷地形に山積することのないよう注意するとともに、渓畔林の伐採をできるだけ控えて生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、道路からの目視により、火災、病虫害及び気象害の予防のため年1回以上の森林の巡視を行うものとする。 ○経営管理実施権の設定は行			
												わない。			

	乙カ	「経営管理	権の設定	≧を受ける森材	ћ (A)					経営管理	権を設定する森林の甲以外	トの権限者(D)		
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	松阪市飯高町田引字水ヶ平	255-27	5266	7-6	保安林	2.65	2.80	スギ	78					
2	松阪市飯高町田引字水ヶ平	255-27	5266	7-7-3	保安林	2.65内	2.80内	スギ	30					
3	松阪市飯高町田引字水ヶ平	255-27	5266	7-7-3	保安林	2.65内	2.80内	ヒノキ	30					
4	松阪市飯高町田引字水ヶ平	255-27	5266	7-7-3	保安林	2.65内	2.80内	ヒノキ	30					
			1											
			1											
			1											
			1											

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙) 住 所 三重県松阪市殿町1340番地1 松阪市長 竹上 真人

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採、保育(以下「伐採等」という。)を実施するものとする。

(2) 受託者の義務

7.は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
- (1) 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
- イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
- ① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に 使用させることができる。
- ② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。 この場合において、乙は経営管理権集積計画の存続期間内は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合にあって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去 等を行うことを認めることができる。
- (8) 災害等による経営又は管理の不実施

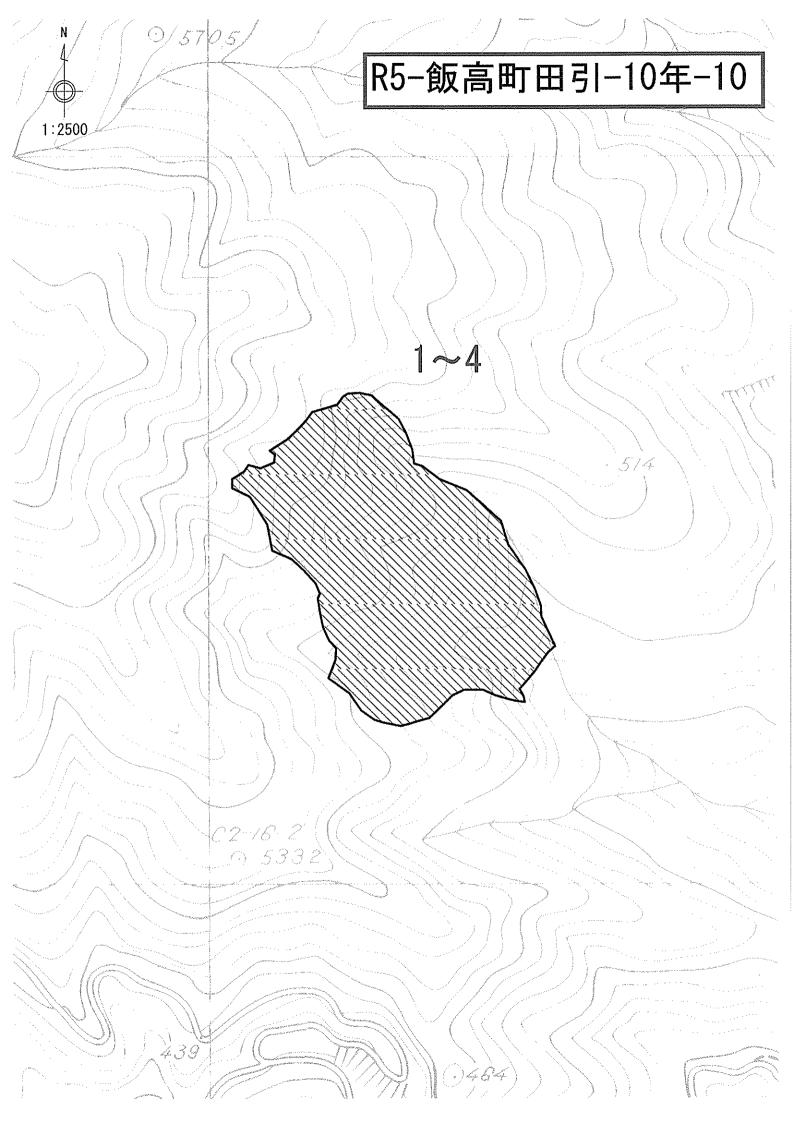
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (9) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (11) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (12) その他

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

75 575	対象を対象を表する		7171	(0)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	1. 乙は、松阪市森林整備計画を遵守して間伐を実施し、存続期間内にすべての森林の間伐を終えるものとする。
	松阪市飯高町田引字水ヶ平	255-27	5266	7-6	2. 伐採木の選木は劣勢木を主とした間伐を行うものとする。
	松阪市飯高町田引字水ヶ平	255-27	5266	7-7-3	3. 伐採木は谷地形に山積することのないよう注意するとともに、渓畔林の伐採をできるだけ控えて生物多様性に配慮するものとする。
	松阪市飯高町田引字水ヶ平	255-27	5266	7-7-3	4. 乙は、道路からの目視により、火災、病虫害及び気象害の予防のため年1回以上の森林の巡視を行うものとする。
	松阪市飯高町田引字水ヶ平	255-27	5266	7-7-3	
			1		
			1		
			-		
1					
			1		
			1		
			1		



1 個	別事項														
		Z	(名	i 称)	松阪市	長 竹上	真人					(所在地)	三重県松阪市殿町1340番	地1	
整理番号	R5-飯高町田引-10年-11	甲 (氏名	又は名称)								(住所又は所在地)			
	Z	が経営管理	世の設定	を受ける森林	(A)						経営管理権の	終党等理権に <u>其づい</u> て行	木材の販売による収益から伐 採等に要する経費を控除して		
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況 樹種	現況林齢	・経営管理権の始 期	存続期間 (終期) (B)		なお利益がある場合において 甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法		備考
1	松阪市飯高町田引字岩井谷	1406	5213	7-20	山林	0.20	0.15	スギ	55	R5.6.1	R15.5.31	○乙は、松阪市森林整備計画	○経営管理権に基づき乙が実施する		
2	松阪市飯高町田引字岩井谷	1406	5213	7-21	山林	0.20内	0.15内	スギ	65			を遵守して間伐を実施し、存 続期間内にすべての森林の間	間伐では、間伐材の搬出・販売を行わない。	して金銭の支払 いは行わない。	
3	松阪市飯高町田引字岩井谷	1406	5213	7-21	山林	0.20内	0.15内	ヒノキ	65			伐を終えるものとする。	○乙が経営管理を行うために要した		
4	松阪市飯高町田引字橋原	120	5262	7-6	山林	2.49	2.8	スギ	59			○伐採木の選木は劣勢木を主 とした間伐を行うものとす	経費は、乙が負担するものとする。		1
5	松阪市飯高町田引字橋原	120	5262	7-7	山林	2.49内	2.80内	スギ	78			S.			1
6	松阪市飯高町田引字橋原	121	5262	7-6	山林	0.17	2.80内	スギ	59			○伐採木は谷地形に山積する ことのないよう注意するとと			
7	松阪市飯高町田引字小谷	356-1	5272	r-77	山林	0.20	0.17	スギ	65			もに、渓畔林の伐採をできる だけ控えて生物多様性に配慮 するものとする。			
												○乙は、道路からの目視によ り、火災、病虫害及び気象害 の予防のため年1回以上の森林			
												の巡視を行うものとする。 ○経営管理実施権の設定は行 わない。			
															1

	乙力	「経営管理体	権の設定	2を受ける森材	k (A)		経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者(D)					
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地 氏名又は名称	権原の種類 同意日	備考
1	松阪市飯高町田引字岩井谷	1406	5213	7-20	山林	0.20	0.15	スギ	55			
2	松阪市飯高町田引字岩井谷	1406	5213	7-21	山林	0.20内	0.15内	スギ	65			
3	松阪市飯高町田引字岩井谷	1406	5213	7-21	山林	0.20内	0.15内	ヒノキ	65			
4	松阪市飯高町田引字橋原	120	5262	7-6	山林	2.49	2.80	スギ	59			
5	松阪市飯高町田引字橋原	120	5262	7-7	山林	2.49内	2.80内	スギ	78			
6	松阪市飯高町田引字橋原	121	5262	7-6	山林	0.17	2.80内	スギ	59			
7	松阪市飯高町田引字小谷	356-1	5272	7-77	山林	0.20	0.17	スギ	65			
						_						

この計画に同意する。

松阪市長 竹上 真人 権利の設定を受ける市町村(乙) 住 所 三重県松阪市殿町1340番地1

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採、保育(以下「伐採等」という。)を実施するものとする。

(2) 受託者の義務

7.は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
- (1) 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
- イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
- ① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に 使用させることができる。
- ② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。 この場合において、乙は経営管理権集積計画の存続期間内は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合にあって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去 等を行うことを認めることができる。
- (8) 災害等による経営又は管理の不実施

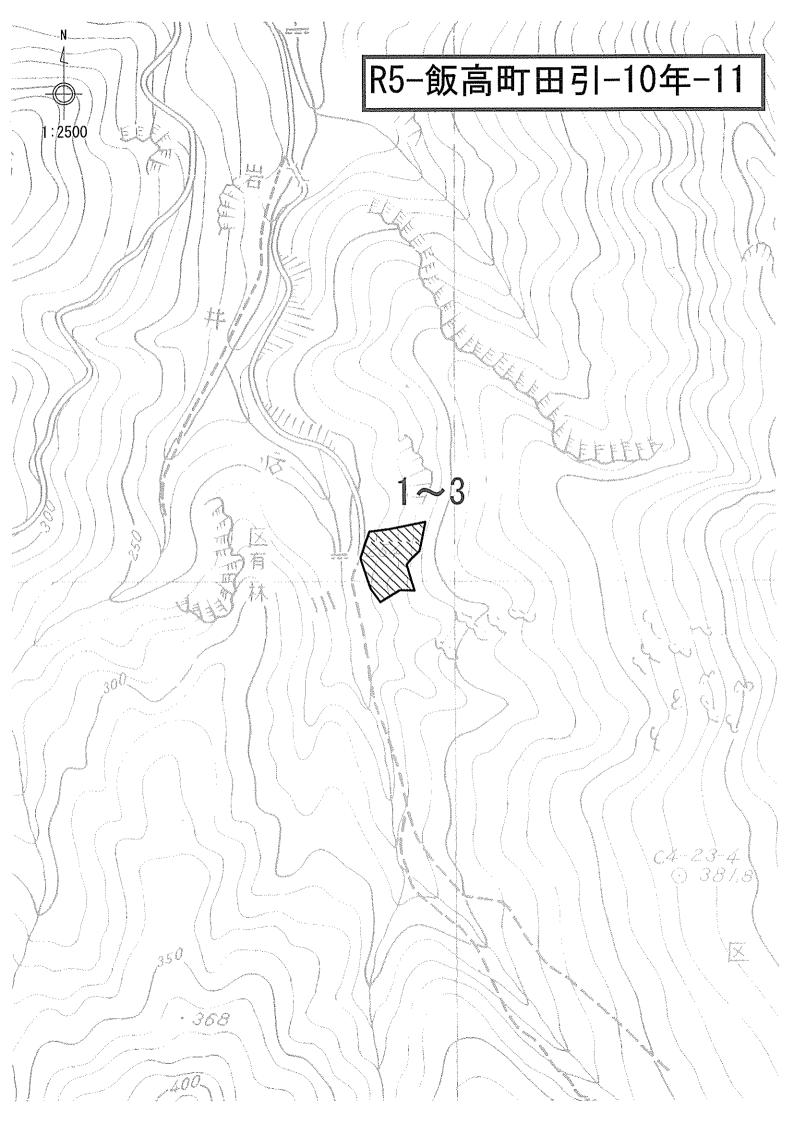
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (9) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

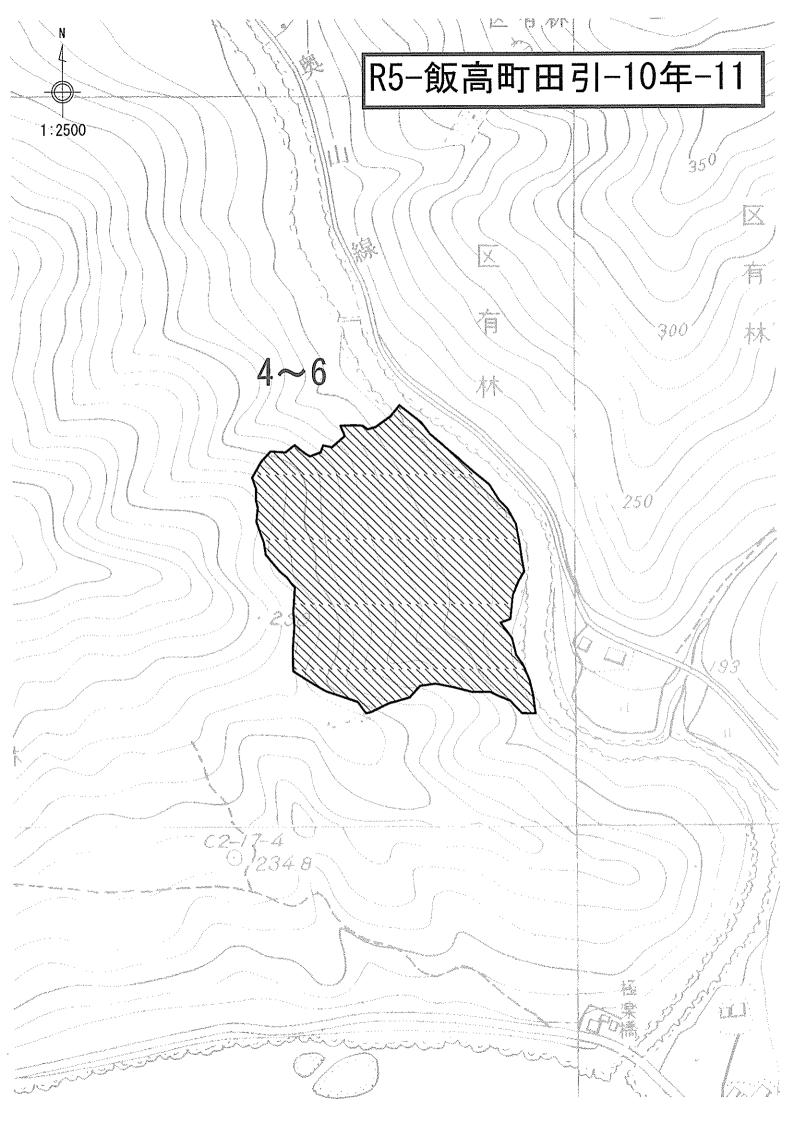
経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

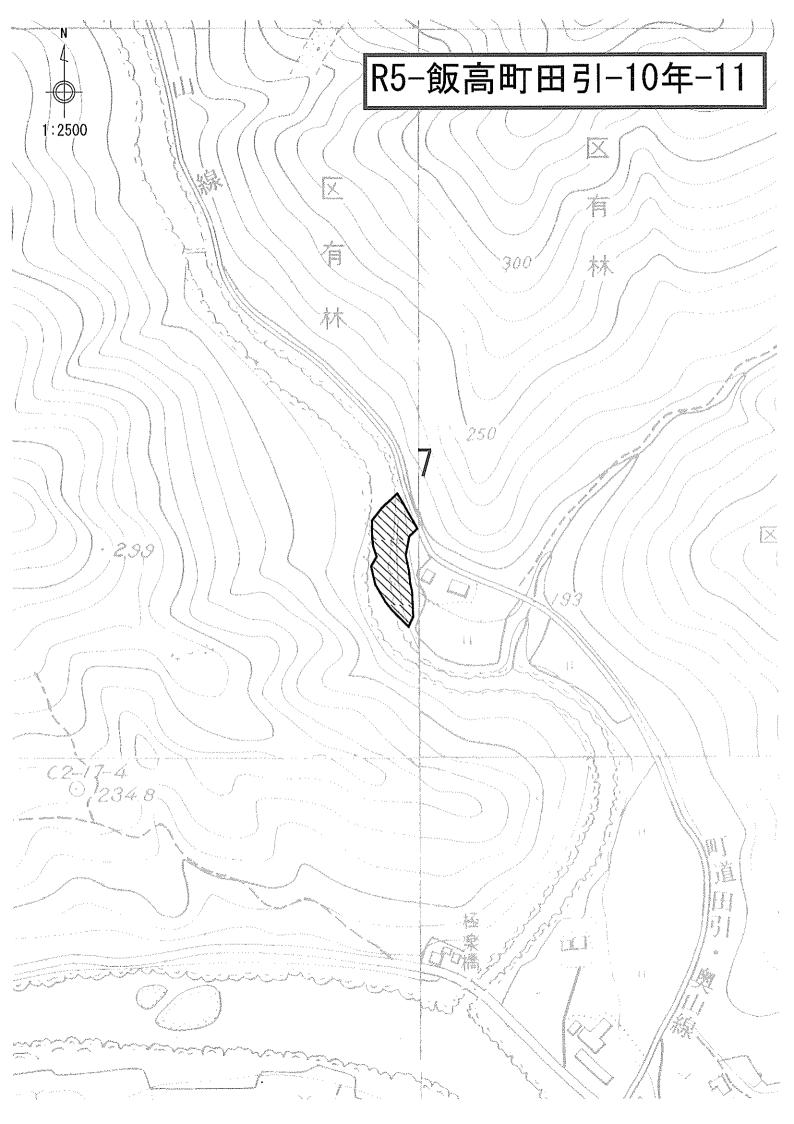
- (11) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (12) その他

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

75 375	1 経営官理権に基づいて行われる 対象森		- 1 3 11	(0)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	1. 乙は、松阪市森林整備計画を遵守して間伐を実施し、存続期間内にすべての森林の間伐を終えるものとする。
	松阪市飯高町田引字岩井谷	1406	5213	ア-20	2. 伐採木の選木は劣勢木を主とした間伐を行うものとする。
	松阪市飯高町田引字岩井谷	1406	5213	7-21	3. 伐採木は谷地形に山積することのないよう注意するとともに、渓畔林の伐採をできるだけ控えて生物多様性に配慮するものとする。
	松阪市飯高町田引字岩井谷	1406	5213	7-21	4. 乙は、道路からの目視により、火災、病虫害及び気象害の予防のため年1回以上の森林の巡視を行うものとする。
	松阪市飯高町田引字橋原	120	5262	7-6	
	松阪市飯高町田引字橋原	120	5262	7-7	
	松阪市飯高町田引字橋原	121	5262	7-6	
	松阪市飯高町田引字小谷	356-1	5272	ア-77	
1					
		1			







1 作	別事項														
		Z	(名	3 称)	松阪市	長 竹上	真人					(所在地)	三重県松阪市殿町1340番	也1	
整理番号	R5-飯高町田引-10年-12	甲 (氏名	又は名称)								(住所又は所在地)			
	Z	 	の設定	を受ける森林	(A)						経営管理権の		木材の販売による収益から伐		
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況	現況林齢	・経営管理権の始 期	存続期間 (終期) (B)		採等に要する経費を控除して なお利益がある場合において 甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法		備考
1	松阪市飯高町田引字梅ノ木谷	247-9	5267	ウ-6-4	保安林	0.53	0.45	ヒノキ	54	R5.6.1	R15.5.31	○乙は、松阪市森林整備計画 を遵守して間伐を実施し、存	○経営管理権に基づき乙が実施する 間伐では、間伐材の搬出・販売を行	○乙から甲に対	
2	松阪市飯高町田引字梅ノ木谷	247-9	5267	ウ-6-4	保安林	0.53内	0.45内	スギ	54			続期間内にすべての森林の間 伐を終えるものとする。		いは行わない。	
												○伐採木の選木は劣勢木を主 とした間伐を行うものとす	経費は、乙が負担するものとする。		
												る。 〇伐採木は谷地形に山積する			
												ことのないよう注意するとと もに、渓畔林の伐採をできる だけ控えて生物多様性に配慮			
												するものとする。 ○乙は、道路からの目視によ			
												り、火災、病虫害及び気象害の予防のため年1回以上の森林			
												の巡視を行うものとする。 ○経営管理実施権の設定は行わない。			

	乙力	「経営管理体	権の設定	足を受ける森 材	∱ (A)			経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者 (D)						
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
	L 松阪市飯高町田引字梅ノ木谷	247-9	5267	ウ-6-4	保安林	0.53	0.45	ヒノキ	54					
:	2 松阪市飯高町田引字梅ノ木谷	247-9	5267	ウ-6-4	保安林	0.53内	0.45内	スギ	54					
		1												
		-												
		1												
		1												

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙) 住 所 三重県松阪市殿町1340番地1 松阪市長 竹上 真人

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採、保育(以下「伐採等」という。)を実施するものとする。

(2) 受託者の義務

7.は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
- (1) 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
- イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
- ① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に 使用させることができる。
- ② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。 この場合において、乙は経営管理権集積計画の存続期間内は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合にあって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去 等を行うことを認めることができる。
- (8) 災害等による経営又は管理の不実施

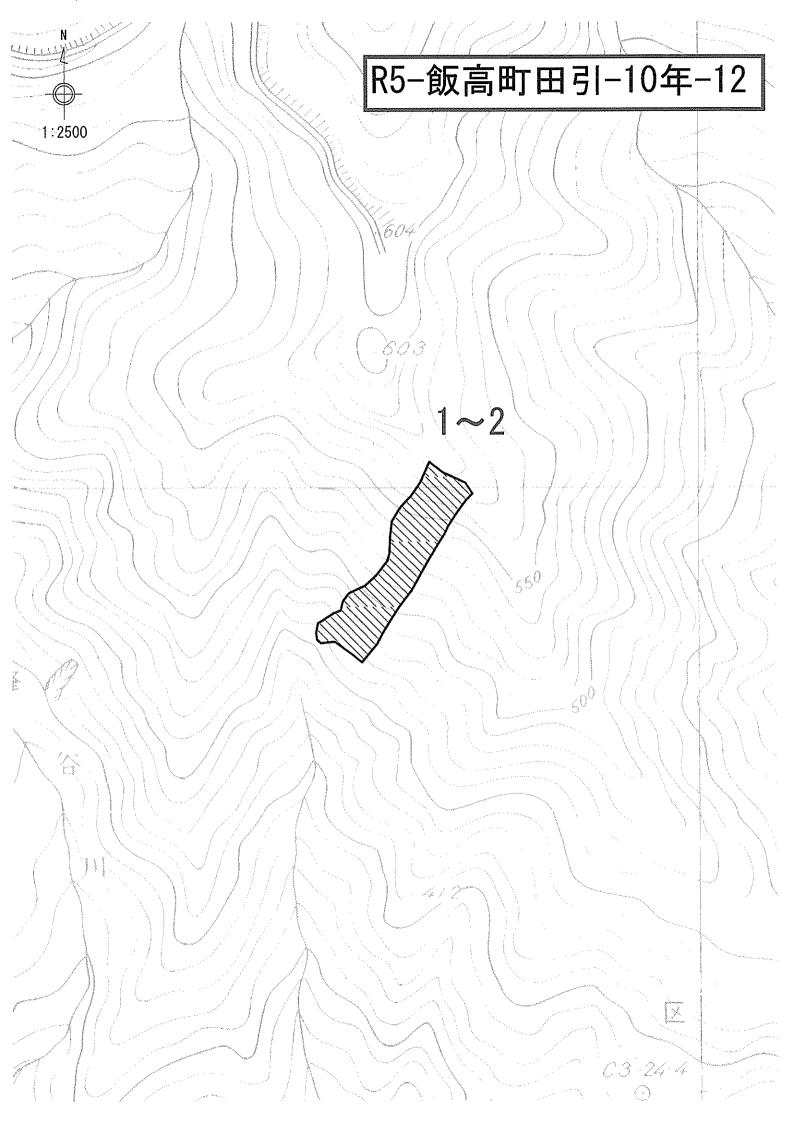
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (9) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (11) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (12) その他

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

,,,,,,,	対象:		-134	(0)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	1. 乙は、松阪市森林整備計画を遵守して間伐を実施し、存続期間内にすべての森林の間伐を終えるものとする。
	松阪市飯高町田引字梅ノ木谷	247-9	5267	ウ-6-4	2. 伐採木の選木は劣勢木を主とした間伐を行うものとする。
	松阪市飯高町田引字梅ノ木谷	247-9	5267	ウ-6-4	3. 伐採木は谷地形に山積することのないよう注意するとともに、渓畔林の伐採をできるだけ控えて生物多様性に配慮するものとする。
					4. 乙は、道路からの目視により、火災、病虫害及び気象害の予防のため年1回以上の森林の巡視を行うものとする。
					 -
1					



1 個	別事項															
		Z	(名	3 称)	松阪市	長 竹上	真人					(所在地)	三重県松阪市殿町1340番	也1		
整理	R5-飯高町田引-10年-13	甲 (氏名.	又は名称)								(住所又は所在地)				
番号	173-政同町田71-10年-13															
	<u></u>	が経営管理	の設定	を受ける森林	(A)						経営管理権の		木材の販売による収益から伐			
		, <u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	> HX.AL		(,,)					経営管理権の始	存続期間	経営管理権に基づいて行	採等に要する経費を控除して	を支払うべ		
						面積	実測面積	現況	現況	期	(終期)		なお利益がある場合において		備考	
番号	所在	地番	林班	小班	地目	ha	ha	樹種	林齢		(B)	(C)	甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	手方及び方 法		
1	松阪市飯高町田引字大小谷	326-8	5271	7-42-2	山林	1.12	1.13	スギ	59	R5.6.1	R15.5.31	○乙は、松阪市森林整備計画	○経営管理権に基づき乙が実施する			
_		320 0	3211	7 72 2	щи	1.12	1.13	<i>></i> (33			を遵守して間伐を実施し、存	間伐では、間伐材の搬出・販売を行	して金銭の支払		
		1										続期間内にすべての森林の間	わない。	いは行わない。		
												伐を終えるものとする。	○乙が経営管理を行うために要した			
												O伐採木の選木は劣勢木を主 とした間伐を行うものとす	経費は、乙が負担するものとする。			
												3.				
												○伐採木は谷地形に山積する ことのないよう注意するとと				
												もに、渓畔林の伐採をできる				
												だけ控えて生物多様性に配慮 するものとする。				
												○乙は、道路からの目視によ				
												り、火災、病虫害及び気象害 の予防のため年1回以上の森林				
												の巡視を行うものとする。				
												○経営管理実施権の設定は行 わない。				
												17/4 6 '6				
			1													
			1													
			1													
			1													

	乙が	経営管理村	権の設定	2を受ける森林	k (A)			経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者 (D)						
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	松阪市飯高町田引字大小谷	326-8	5271	7-42-2	山林	1.12	1.13	スギ	59					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙) 住 所 三重県松阪市殿町1340番地1 松阪市長 竹上 真人

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採、保育(以下「伐採等」という。)を実施するものとする。

(2) 受託者の義務

7.は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
- (1) 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
- イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
- ① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に 使用させることができる。
- ② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。 この場合において、乙は経営管理権集積計画の存続期間内は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合にあって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去 等を行うことを認めることができる。
- (8) 災害等による経営又は管理の不実施

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (9) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (11) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (12) その他

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

	1 経営管理権に基づいて行われる 対象者		7171	(0)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	1. 乙は、松阪市森林整備計画を遵守して間伐を実施し、存続期間内にすべての森林の間伐を終えるものとする。
	松阪市飯高町田引字大小谷	326-8	5271	7-42-2	2. 伐採木の選木は劣勢木を主とした間伐を行うものとする。
					3. 伐採木は谷地形に山積することのないよう注意するとともに、渓畔林の伐採をできるだけ控えて生物多様性に配慮するものとする。
					4. 乙は、道路からの目視により、火災、病虫害及び気象害の予防のため年1回以上の森林の巡視を行うものとする。
			-		
			-		
					_
					-
1					
(1)					
			1		
					-
			1		-
					-
					1

